

改正

昭和39年3月31日条例第50号
昭和42年3月18日条例第3号
昭和50年3月29日条例第28号
昭和53年3月31日条例第20号
昭和59年3月28日条例第14号
昭和63年3月26日条例第14号
平成元年3月31日条例第34号
平成元年10月5日条例第61号
平成9年3月31日条例第11号
平成21年3月24日条例第9号
平成25年12月13日条例第42号
平成26年12月19日条例第35号
平成29年3月23日条例第6号
令和元年12月13日条例第17号

根室市道路占用料徴収条例

(目的)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき市が管理する道路の占用料の額及び徴収方法について定めることを目的とする。

(占用料の額)

第2条 法第39条第1項の規定に基づいて徴収する占用料の額は別表のとおりとする。

(占用料の納期)

第3条 法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をした占用の期間に係る分の占用料は当該占用を許可した日から20日以内に納入するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては翌年度以降の占用料は毎年度、当該年度分を4月30日までに納入するものとする。

(徴収の方法)

第4条 占用料は市長の発する納入通知書により徴収する。

(占用料の還付)

第5条 法第71条第2項の規定により許可を取消した場合は、当該占用箇所の原型回復が完了された日の属する月以後の分（日額をもつて占用料を徴収するものにあつては、その翌日以後の分）の占用料を還付する。

2 法第71条第1項の規定により許可を取消したとき、又は占用者の都合により許可期間内に占用を止めたときは既納の占用料を還付しない。

(占用の移転の場合の占用料)

第6条 占用者が市長の許可を受けて占用を移した場合は、前占用者が納めた占用料は新占用者が納めたものとみなす。

(占用料の減免)

第7条 市長は次の各号の一に該当する占用については、占用者の申請により占用料を減免することができる。

- (1) 法第39条第2項ただし書に該当する事業又は地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のための占用
 - (2) 街路灯施設のための占用
 - (3) 側溝へ通ずる各戸の下水溝施設のための占用
 - (4) その他市長が特別の事由があると認めた占用
- (市長の定めるべき事項)

第8条 この条例について必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。
- 2 根室市道路占用料徴収条例（昭和32年根室市告示第1号）は、この条例施行の日に廃止する。
- 3 旧条例の規定による占用の手続き及び占用料の納付については、なお、従前の例による。

附 則（昭和39年3月31日条例第50号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月18日条例第3号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月29日条例第28号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例適用の経過措置として、既存の占用物件について占用料が増額となる場合は、特例として占用料の額を次のとおり調整する。
 - （1）電気事業者に係る占用料
昭和53年度以降の各年度の占用料の額は、前年度の占用料の額に1.5を乗じて得た額（「調整占用料額」という。）を超える場合には、当該調整占用料額とする。
 - （2）その他の占用者に係る占用料
昭和53年度以降の各年度の占用料の額は、当該物件について徴収すべき占用料の額が、前年度の占用料の額に1.7を乗じて得た額（「調整占用料額」という。）を超える場合には、当該調整占用料額とする。

附 則（昭和59年3月28日条例第14号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月26日条例第14号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第34号）

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成元年10月5日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年10月1日から適用する。

附 則（平成9年3月31日条例第11号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による協議が成立して現に存する占用物件（以下「既存占用物件」という。）に係る1年当たりの占用料の額は、次項に定めるものを除き、この条例による改正後の根室市道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が同条の規定を適用して算定した額（以下「改正占用料額」という。）を超える場合には、当該改正占用料額とする。
 - （1）平成9年度においては、この条例による改正前の根室市道路占用料徴収条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定を適用して算定した当該既存占用物件に係る1年当たりの占用料の額に1.1を乗じて得た額
 - （2）平成10年度以降においては、当該既存占用物件に係る前年度の1年当たりの占用料の額に1.1を乗じて得た額
- 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者（以下「電気事業者等」という。）から市が徴収する既存占用物件に係る占用料は、当該電気事業者等の支店等ごとに算定するものとし、その額は、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が改正占用料額を超える場合には、当該改正占用料額とする。

- (1) 平成9年度においては、改正前の条例第2条の規定を適用して算定した当該支店等における既存占用物件に係る占用料の額の合計額に1.1を乗じて得た額
- (2) 平成10年度以降においては、当該支店等における前年度の占用料の額（既存占用物件に係るものに限る。）に1.1を乗じて得た額

附 則（平成21年3月24日条例第9号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年度以前の会計年度に属する道路占用料に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月19日条例第35号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日条例第6号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日条例第17号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表

占用物件		占用料		
		単位		金額 (円)
		数量	期間	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	1年	380
	第2種電柱			580
	第3種電柱			780
	第1種電話柱			340
	第2種電話柱			540
	第3種電話柱			740
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	1年	3
	地下電線その他地下に設ける線類			2
	路上に設ける変圧器	1個につき	1年	330
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき	1年	200
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	1年	680
	郵便差出箱及び信書便差出箱			280
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき	1年	670
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	1年	680	
法第32条第1項第2号に掲げる物件（地下埋設物）	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			41

	トル未満のもの				
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				61
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				81
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				140
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの				200
	外径が1.0メートル以上のもの				410
法第32条第1項第3号に掲げる施設（鉄道、軌道その他これらに類する施設）		占有面積1平方メートルにつき	1年		680
法第32条第1項第4号に掲げる施設（歩廊、雪よけその他これらに類する施設）					
法第32条第1項第6号に掲げる施設（露店、商品置場その他これに類する施設）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき	1日		7
	その他のもの		1月		67
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	1月	67
	であるものを除く）	その他のもの		1年	670
	標識		1本につき	1年	540
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき	1日	7
		その他のもの		1月	67
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき	1日	7
		その他のもの		1月	67
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき	1月	670
		その他のもの			330
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき	1月		67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					68
その他の工作物、物件及び施設		市長がその都度定める			
備考 1 金額の単位は円とする。					
2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。					
3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種					

電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が、当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又その期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月割で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 8 1納期における占用料の総額が100円未満のときは100円とする。
- 9 表中「法」とは道路法（昭和27年法律第180号）をいい「令」とは、道路法施行令をいう。